

受験上の配慮内容 <Q & A>

Q1 試験時間中でなければ（休憩時間等）、保護者等がトイレの介助を行えますか？

A 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、許可された場合、付添の保護者等が試験場内に待機することが可能になるため、試験時間中以外のトイレの介助等を行うことができます。

なお、試験時間中に、姿勢の変換、トイレ介助や痰の吸引などの医療的ケア等の専門的な介助を必要とする場合は、必ず「試験室における介助者の配置」を申請し、必要とする介助内容を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

Q2 上肢に障害があり、問題冊子のページをめくったり、消しゴムで消したりする動作がうまくできない場合があるので、補助をお願いしたいです。この場合、どのような申請をすればよいですか？

A 受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に補助してほしい内容を記入してください。「問題冊子のページめくり補助」、「消しゴムで消す補助」、「リスニング機器の操作補助」などの簡易的な補助であれば、試験室内にいる監督者等が、動作を補助します。

Q3 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請した場合の保護者等の付添者は、試験室入口まで付き添った後は試験場から出なければなりませんか？

A 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、許可された場合は、試験当日に試験場内に待機場所が用意されますので、必要な場合はそちらで待機ができます。

Q4 試験時間中に、持病の発作が出る可能性があります。保護者等が試験場内に待機する必要はありますか？

A 発作の頻度や状態にもよりますが、発作が起きた時に、試験場側が適切な対応ができるように、状態をよく知る方が可能な限り試験場に待機するようにしてください。

この場合、「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に発作の頻度や状態、対応方法などを記入してください。

なお、待機場所は試験場内に用意されます。

Q5 アラーム音が鳴るような医療機器を装着して受験する場合、どのような申請をすればよいですか？

A 装着する医療機器及び理由、アラーム音の頻度や音の程度、アラーム音の止め方や必要となる処置等を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

Q6 審査の結果、希望する配慮事項が許可されなかった場合に備え、第二希望の配慮事項を申請したいのですが、可能ですか？

A 可能です。

第二希望がある場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に具体的に記入してください。

（例：「別室の設定」が許可されなかった場合、第二希望として座席を最後列にすることを希望）

※ 掲載されている内容はあくまで一例です。受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）にお問い合わせください。